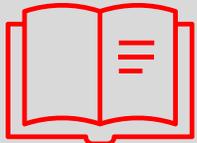
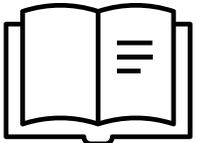
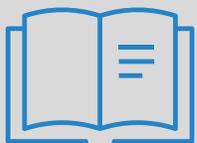
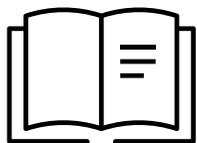


【別紙1-2】

全件J-LIS確認に係る保険者手順書 (後期高齢者医療広域連合及び市町村国保向け)

本文書の位置づけ

本文書は、全件J-LIS確認（登録済みデータ全体の確認）に関して、「J-LIS情報との突合結果の確認方法」などをお示しするものです。（下表赤枠内）

| 全件J-LISに係る各種資料の位置づけ | | | | | |
|---------------------|--|--|--|--|---|
| 各種資料 | <p>【別紙1-1】全件J-LIS確認に係る保険者の作業手順書（被用者保険及び国保向け）</p>  | <p>【別紙1-2】全件J-LIS確認に係る保険者の作業手順書（後期高齢及び市町村国保向け）</p>  | <p>【別紙2】加入者情報確認の目安</p>  | <p>【別紙3-1】突合結果の確認及び通知作成手順書</p>  | <p>【別紙3-2】突合結果ファイル確認手順書</p>  |
| 資料概要 | <p>全件J-LIS確認に係るスケジュールや、被用者保険及び国保組合の医療保険者等で作業する内容を示したものです。</p> | <p>全件J-LIS確認に係るスケジュールや、後期高齢者医療広域連合及び市町村国保の医療保険者等で作業する内容を示したものです。</p> | <p>確認が必要な加入者情報について、保険者で目検で確認する際のポイント等を示したものです。</p> | <p>突合結果ファイル（CSV形式）を取込み、医療保険者での加入者情報の確認や本人確認用の通知文を作成する手順を示したものです。</p> | <p>通知作成ツールに突合結果ファイル（CSV形式）を取り込み、加入者情報の確認手順を示したものです。また、ツールを利用できない場合は、突合結果ファイル（CSV形式）から確認が必要な加入者情報を抽出する手順も示しています。</p> |
| 確認対象保険者 | <p>協会けんぽ 健保組合 国保組合 共済組合</p> | <p>後期高齢者医療広域連合 市町村国保</p> | <p>協会けんぽ 健保組合 国保組合 共済組合 後期高齢者医療広域連合 市町村国保</p> | <p>協会けんぽ 健保組合 国保組合 共済組合</p> | <p>後期高齢者医療広域連合 市町村国保</p> |

- 医療保険者等向け中間サーバー等に登録されているデータ全体の確認（全件J-LIS確認）について

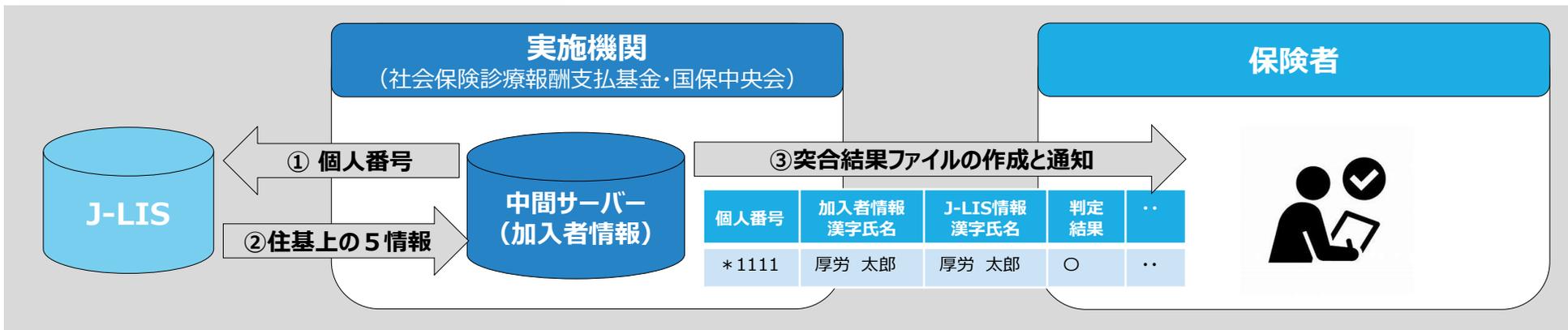
- オンライン資格確認は、より良い医療の提供が可能になることや事務処理の効率化につながるなどの多くのメリットがあり、我が国の医療DXを進める上で基盤となる仕組みです。
- このオンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等の皆さまによる正確なデータの登録が極めて重要になります。
- 今般実施をする医療保険者等向け中間サーバー等に登録されているデータ全体の確認（全件J-LIS確認）は、国民の皆さまに安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくための取組となります。この作業手順書を踏まえ、確実な作業をよろしくお願い致します。

| | |
|----------------------------|----------|
| 1. 全件J-LIS点検に係る医療保険者等の作業概要 |P5 |
| 2. 突合結果ファイルの受領 |P8 |
| 3. 閲覧停止となった資格情報・医療情報の解除 |P9 |
| 4. 実施機関へ確認結果（件数）の報告 |P10 |
| 5. （参考） |P11 |

1. 全件J-LIS確認に係る医療保険者等の作業概要

- 今般、オンライン資格確認等システムで閲覧可能となる情報が、診療や処方の際に活用されるものであるという特性を踏まえ、中間サーバーに既に登録されているデータ全体に対する確認作業を入念に行うこととしました（以下、「全件J-LIS確認」）。
- 全件J-LIS確認では、実施機関において、加入者情報における個人番号をキーに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に登録されている住基上の5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）を照会し、中間サーバーに登録済の加入者情報と突合した結果（突合結果ファイル）を通知します。

突合結果ファイルの通知イメージ



- 保険者は、突合結果ファイルを参照し、5情報が不一致の事例（以下「不一致事例」）について、**個人番号の登録に誤りがないかを確認**します。
 - 個人番号に誤りがないと判定するための条件は、原則、5情報の一致**です。ただし、氏名や住所の不一致の原因が表記ゆれの範囲と判断できる等、**保険者の目検や申請書の確認等により同一の情報・同一人物と判断できる場合は、これを一致するものとして取り扱って構いません**。
- また、**別途J-LIS照会を行い変更履歴等が確認できた場合や、保険者において過去確認を行い、同一人物であることが記録上確認できる場合は、同一人物と判断して構いません**。

| 個人番号 | .. | 加入者情報 生年月日 | J-LIS情報 生年月日 | 判定 結果 | .. |
|-------|----|---------------|-----------------|----------|----|
| *1111 | .. | 19851203 | 19851201 | × | .. |

| 個人番号 | .. | 加入者情報 住所 | J-LIS情報 住所 | 判定 結果 | .. |
|-------|----|-----------------------|-----------------|----------|----|
| *2222 | .. | 東京都港区赤坂1-11 山田ビル2 201 | 東京都港区赤坂1-11 201 | × | .. |

さらに確認
が必要

一致と
判定可能

不一致事例は、

- 目検**にて5情報一致の判定します。
- 申請書等**保険者で把握している情報や**J-LIS照会**で確認します。



1. 全件J-LIS確認に係る医療保険者等の作業概要

- なお、以下の表に記載する不一致事例については、**誤登録の疑いがあるものとして、資格情報や医療情報の閲覧が停止**されています。

| | 生年月日 | 性別 | カナ氏名 | 漢字氏名 | 住所 | 対応 |
|---|-------|----|-------|------|----|--------------------------------------|
| ① | どちらか× | | ----- | | | 資格情報及び医療情報の閲覧を停止 |
| ② | ○ | ○ | 両方× | | ○ | 医療情報の閲覧を停止 |
| | ○ | ○ | どちらか× | | × | |
| ③ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 医療情報の閲覧を停止 (複数の有効な資格がある場合) |

資格情報とは・・・ オンライン資格確認等システムに登録されている直近（保険証交付年月日が直近）の資格情報です。
資格情報が閲覧停止となると、対象者は医療機関で資格確認しても「該当なし」となります。

医療情報とは・・・ オンライン資格確認等システムに登録されている薬剤、特定健診、診療行為、医療費通知の情報です。
医療情報が閲覧停止となると、対象者は、マイナポータルで医療情報の閲覧ができなくなります。
(医療費通知情報での医療費控除の申請、医療機関等に受診した際に医師へ医療情報の提供ができなくなります。)

- **資格情報、医療情報の閲覧停止を解除するためには、保険者にて、①目検にて5情報一致の判定、または、②申請書等保険者で把握している情報の確認**を行い、**登録した加入者情報の個人番号に誤りがないかを確認し、確認結果を実施機関へ報告**してください。
- 保険者からの報告が遅延すると、不一致事例に該当する対象者の閲覧停止の状態が継続し、不利益な状態が解消しないことから、**保険者においては不一致事例の速やかな確認および実施機関への報告を実施いただきますようお願いいたします。**
- なお、突合結果ファイルには、R2年10月1日以降資格を有し、中間サーバーに登録済の全ての加入者が収録されています。したがって、既に資格喪失した者もデータに含まれることとなります。（資格喪失者についても、不一致事例に該当していれば、閲覧停止となります。）
- ただし、**資格喪失者については、本人への確認が困難であることから、今般の点検対象には含まれません。**

1. 全件J-LIS確認に係る医療保険者等の作業概要

全件J-LIS確認のスケジュール【概要】

- 全件J-LIS確認のスケジュール概要は、以下のとおりです。

| | 令和5年 | | | | 令和6年 | | | | | |
|-----------------|---------------------------------------|-----|-----|-------|------|----|----|----|-----|--|
| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月～ | |
| 生年月日・性別・氏名の不一致等 | J-LIS照会・突合 + 突合結果ファイルを作成し保険者へ通知 | | | 保険者確認 | | | | | | |

- 突合結果ファイルは、下記のとおり通知されます。
 - 後期高齢者広域連合：12月1日に統合専用端末のお知らせ通知機能から送付されます。
 - 市町村国保：11月30日頃に国保連合会より国保総合システムのファイル連携機能等から送付されます。
- 突合結果ファイルの加入者情報は、9月15日時点の情報となります。（9月16日以降に加入者情報を更新した記録は反映されていません。）
- 閲覧停止は、11月末から実施予定です。
- 閲覧停止の解除は、**12月15日までに実施機関に解除の報告をいただいたものから、原則週次で実施**します。（詳細は別途連絡）
- 令和6年2月末までに情報閲覧の停止を解除することを目指し、遅くとも令和5年度中に確認が終了するよう**、計画的な対応をお願いします。
（特に、生年月日、性別が不一致のデータについては、医療機関等においてマイナンバーカードが保険証として利用できない状態になることから、優先的な対応が必要です。また、氏名等が不一致のデータについても、医療情報の閲覧ができない状態になり、医療情報の活用や確定申告等への影響が生じうることに留意が必要です）

2. 突合結果ファイルの受領

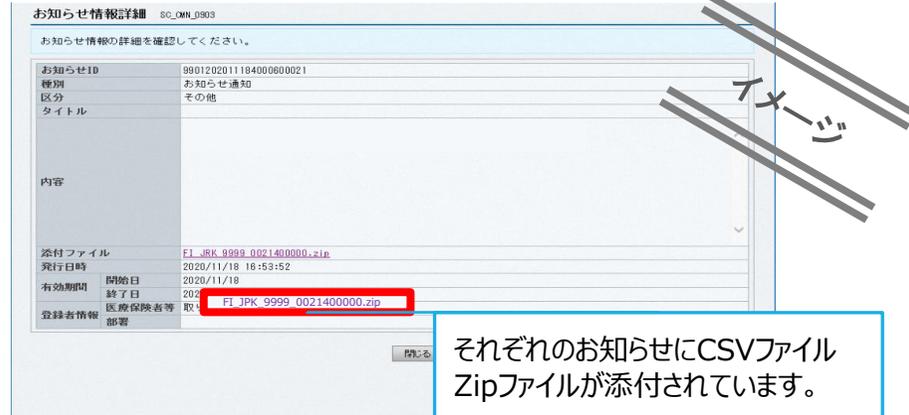
「突合結果ファイル」「通知作成ツール」のダウンロード・初期作業の手順を以下に示します。

後期高齢者医療広域連合向け 「突合結果ファイル」及び「通知作成ツール」のダウンロード

① 統合専用端末を起動し、業務担当者のアカウントで中間サーバーにログイン後、トップ画面の重要なお知らせに、「突合結果ファイル（CSV）」及び「通知作成ツール（Zip）」のお知らせが表示されます。

- 突合結果のお知らせ
件名：厚生労働省事務連絡に係る突合結果ファイル送信について
- 通知作成ツールのお知らせ
件名：厚生労働省事務連絡に係る通知作成ツールについて

② 上記 2 つのお知らせから添付ファイルをクリックし、ファイルをダウンロードします。



市町村国保向け

「突合結果ファイル」及び「通知作成ツール」のダウンロード

・市町村国保分においては、国保連合会より従来より実施していただいております、該当者情報の送信と同様に、国保総合システムのファイル連携機能等を使用し、対象市町村への送信及び送信した旨のご連絡をいたします。

※国保総合システムのファイル連携機能を使用していない連合会は、その他、閉域網を使用した連合会独自の機能を使用していただけます。

※突合結果ファイルは特定個人情報を含むファイルであるため、医療保険者等の個人情報保護管理規程/システム等管理規程等及び安全管理措置に基づき取り扱いいただき、外部又は第三者への提供/漏えいがないよう、厳重な管理をお願いいたします。

3. 閲覧停止となった資格情報・医療情報の解除

- 医療保険者等において個人番号が加入者本人のものであることが確認できたものについて、**別途お知らせする様式により実施機関に報告**ください。

当該報告に基づき、**実施機関において、順次情報閲覧の停止を解除**します。

- 第1回目として、令和5年12月14日までに実施機関に対して報告があったものについて、同年12月28日を目途に情報閲覧を解除する予定です。

第2回目は、令和5年12月25日15時までに報告があったものについて、

第3回目は、令和6年1月11日までに報告があったものについて、

以降、週次で対応する予定です。

解除依頼様式等詳細については、別途連絡いたします。

4.実施機関へ確認結果（件数）の報告

- 医療保険者等で確認した結果（件数）をデジタルPMOの報告フォームから実施機関に報告してください。
- 報告フォームは12月頃にデジタルPMOに掲載を予定しています。

報告項目（イメージ）

全件J-LISに係る確認結果の報告依頼（イメージ）

1. 突合結果ファイルにて通知した加入者情報（突合時点で加入資格）のうち、J-LIS照会結果と不一致（突合結果ファイルで通知したもののうち、総合判定「×」）だった件数をご回答ください。
2. 設問1のうち、保険者で確認済とした件数をご回答ください（確認の結果、個人番号の誤りと判断したものを含む）。
 - 2-1. 設問2のうち、現時点では資格を喪失していることから、確認の対象外とした件数をご回答ください。
 - 2-2. 設問2のうち、過去の加入者情報再点検等において確認済、あるいは本人に訂正届の依頼をしておき、同一人物確認ができた件数をご回答ください。
 - 2-3. 設問2のうち、保険者の目検や届出書等で確認し、同一人物確認ができた件数をご回答ください。
 - 2-4. 設問2のうち、保険者における確認の結果、個人番号の誤りと判断したものの件数をご回答ください。
3. 設問1について、事業主で（事業主からの情報で）確認した件数をご回答ください。
 - 3-1. 設問3のうち、個人番号の誤りがなかった件数をご回答ください。
 - 3-2. 設問3のうち、事業主において個人番号の誤りと判断したものの件数をご回答ください。
4. 設問1について本人に文書を送付した件数をご回答ください。
 - 4-1. 設問4のうち、マイナンバーの提出を求めたもの（生年月日・性別に不一致があったもの）の件数をご回答ください。
 - 4-2. 設問4のうち、個人番号の下4桁等の確認を求めたもの（氏名等に不一致があったもの）の件数をご回答ください。
 - 4-3. 設問4-1のうち、個人番号の誤りがなかった件数をご回答ください。
 - 4-4. 設問4-1のうち、送付の結果、個人番号の誤りととの回答があったものの件数をご回答ください。
 - 4-5. 設問4-1のうち、本人より返事がなかった件数をご回答ください。
 - 4-6. 設問4-2のうち、個人番号の誤りがなかった件数をご回答ください。
 - 4-7. 設問4-2のうち、送付の結果、個人番号の誤りととの回答があったものの件数をご回答ください。
 - 4-8. 設問4-2のうち、本人より返事がなかった件数をご回答ください。
5. 2～4の点検の結果、個人番号の誤りがあった件数をご回答ください。

必要に応じて、ご参照ください。

| # | 問合せ内容 | 回答 |
|---|--|--|
| 1 | これまで医療保険者等で加入者情報の点検作業を実施してきた中で、今回、なぜ実施機関において一括J-LIS照会を実施した内容の確認が必要になるのでしょうか。 | 全保険者に対し、加入者のデータ登録等を行う際の本来の事務処理要領と異なる方法で行ったことはなかったか点検を要請しましたが、オンライン資格確認では医療情報の閲覧も可能という特性もふまえて、過去に点検対象外としたデータも含め、入念的に登録済みデータ全体のチェックを行うことを目的としています。 |
| 2 | 今般の登録済みデータ全体についてJ-LIS照会による確認を実施した後、今後、新たに生じるであろう個人番号誤りについてはどのような対策をとるのでしょうか。 | 誤入力チェックについてシステム改修を行い、来年度から個人番号の新規登録時には、中間サーバーから全件J-LIS照会を実施する予定ですが、現在、時期や詳細について検討中です。 <参考> 《後期高齢者広域連合向け》 [3447] 10/13 医療保険者等向け中間サーバー等へ登録されているデータ全体の確認に係る概要説明（動画）について ・登録済みデータ全体のチェックについて 「オンライン資格確認における登録データの正確性の確保」（p.1） URL : https://secure.okbiz.jp/mhlw-digitalpmo/faq/show/3447 《市町村国保向け》 2023/10/18 [厚生労働省から]医療保険者等向け中間サーバー等へ登録されているデータ全体の確認に係る概要説明（動画）について ・登録済みデータ全体のチェックについて 「オンライン資格確認における登録データの正確性の確保」（p.1） URL : https://secure.okbiz.jp/shichoson-kokuho/faq/show/1923 |

必要に応じて、ご参照ください。

| # | 問合せ内容 | 回答 |
|---|--|---|
| 3 | 突合結果の不一致の内容に応じて、医療情報の閲覧を一時的に停止することですが、いつから停止するのでしょうか。また、解除方法はどのようにしたらよいのでしょうか。 | 不一致の内容に応じて、実施機関で令和5年11月末にオンライン資格確認等システムの情報の閲覧を停止します。 また、個人番号の正確性の確認ができたものについて実施機関に報告いただくことで、順次情報閲覧の停止を解除していくこととしますが、報告方法等は確定次第、別途、お知らせいたします。 |
| 4 | 突合結果の不一致の内容に応じて、医療情報の閲覧を一時的に停止することですが、どういうことでしょうか。 | <生年月日、性別が不一致の場合> 資格情報、及び医療情報の閲覧を停止しているため、マイナンバーカードによる受診はできません。 保険証による受診は可能です。 マイナポータルで医療情報の閲覧はできません。 <氏名、住所が不一致> 医療情報の閲覧のみを停止しているため、マイナンバーカードによる受診は可能です。 マイナポータルで医療情報の閲覧はできません。 |
| 5 | 今般の作業とは別に、随時、中間サーバーの個人番号誤入力チェック等で検知された加入者について、確認は必要ですか。 | 個人番号誤入力チェック等で検知された加入者については、従来どおり確認をお願いいたします。 |

- 誤った個人番号での情報照会又は提供があった場合

情報提供等記録に「事務処理誤り」の追記処理を行う必要があります。

「様03-18_情報提供等の記録のオンラインによる追記報告票」を作成し、デジタルPMOへご送付ください。

詳細は、デジタルPMOに掲載しております「[2850] 9/22 情報提供等記録のオンライン追記に係る運用開始について」をご確認くださいますようお願いいたします。

[2850] 9/22 情報提供等記録のオンライン追記に係る運用開始について

- 情報提供等記録のオンライン追記に係る運用の開始について

URL : https://secure.okbiz.jp/mhlw-digitalpmo/faq/show?id=2850&site_domain=default

- 誤った個人番号での情報提供があった場合のみ

情報照会者等に情報照会の再実施も依頼する必要があります。

「様03-03_作業依頼書」を作成し、デジタルPMOへご送付ください。

作業依頼書には、今回の事象の説明、対象の情報連携の処理通番、中間サーバーからの再照会を依頼いただく記載をお願いします。

実施機関から相手機関に作業依頼書を送付いたします。

参考:ご不明点などのお問い合わせについて

本件に関するご質問は、デジタル PMO上の「お問い合わせフォーム」を使用してください。

なお、「通知作成ツール」に関するお問い合わせを行う際は、お問い合わせ内容と合わせて、以下の情報をお知らせ下さい。

① 「通知作成ツール」をご利用いただく端末のMicrosoft Officeのインストール有無

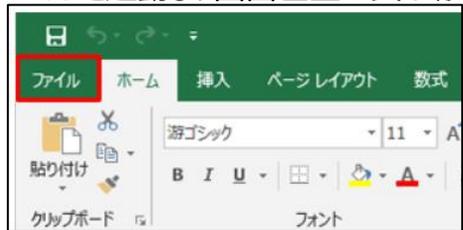
- ・Wordのインストール有無
- ・Excelのインストール有無

② 上記①で、インストールされている場合、Microsoft Officeのバージョン情報

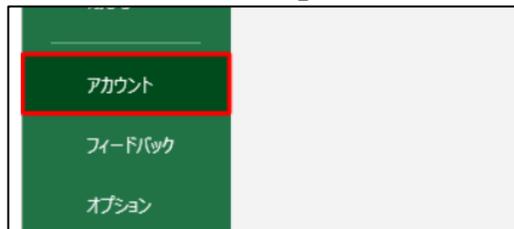
- ・以下の手順にてご確認ください。

※本手順書はoffice2019/2016/2013を前提とした確認手順となります。Officeのバージョンにより確認手順が異なりますので、必要に応じてMicrosoft社HP等をご確認ください。

1. Excelを起動し、画面左上のリボンから「ファイル」をクリックします。



2. 画面左下の「アカウント」をクリックします。



3. 「製品情報」が表示されますので、以下赤枠箇所の情報をご連絡ください。

